

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 27 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01313

研究課題名（和文）国連海洋法条約の紛争解決手続における客観訴訟の可能性

研究課題名（英文）Possibility of Objective Litigation under the UNCLOS Dispute Settlement Procedure

研究代表者

玉田 大 (Tamada, Dai)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：60362563

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：国連海洋法条約の紛争解決手続において、客観訴訟が認められる可能性があることを指摘した。具体的には、国際社会の共通利益にかかわる法制度（例えば深海底制度や公海制度）との関係で、1か国の措置が他のすべての条約締約国の法益に関係し得る場合、いずれの締約国も、当該国を相手として裁判を開始することが認められることになる。より具体的には、沖ノ鳥島の法的地位を巡る紛争は、公海及び深海底に関わる問題であり、客観訴訟を引き起こす可能性がある。本研究の成果としては、そうした可能性があると同時に、紛争解決制度自体に対する諸国家の反発の危険があることも指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国連海洋法条約上の紛争解決は、日本にとって他人事ではない。竹島周辺の海洋法問題、沖ノ鳥島の法的地位、再開された商業捕鯨の合法性、温暖化防止と海洋環境保護義務の関係など、喫緊の課題も多い。これらの課題は、ICJでは管轄権設定が困難であり、放置されざるを得ないが、国連海洋法条約の紛争解決手続では、強制的管轄権を有する附属書VII仲裁が利用可能であり、状況が大きく異なる。加えて、本研究で見たように、同条約の紛争解決手続において「客観訴訟」が認められる可能性が高く、これを阻止することが困難であることから、その利用可能性や防禦の方法については、今後慎重な分析と対応が求められる。

研究成果の概要（英文）：In this research, I pointed out that objective litigation may be permitted in the dispute settlement procedures of the United Nations Convention on the Law of the Sea. In particular, in relation to legal systems that are of common interest to the international community (e.g., the Deep Sea System and the High Seas System), where one State's measures could affect the legal interests of all other States Parties to the Convention, each States party to the treaty will also be allowed to initiate proceedings against the State of that measure. More specifically, the dispute over the legal status of Okinotorishima can be a matter that concerns the high seas and the deep seabed, and could give rise to objective litigation. As a result of this research, I concluded that there is such a possibility, but at the same time, there is a danger of backlash from contracting Parties against the dispute settlement system itself.

研究分野：国際法

キーワード：国連海洋法条約 客観訴訟 国際司法裁判所 紛争解決 対世的義務 沖ノ鳥島 深海底

1. 研究開始当初の背景

(1) 国際司法裁判所 (ICJ) において、いわゆる「客観訴訟」(民衆訴訟 *actio popularis* はその一部) が認められてきた (2012 年以降)。特に、研究開始時点では、訴追引渡義務事件 (ベルギー対セネガル) の 2012 年判決において、客観訴訟が初めて客観訴訟が認められた状態であった。その後、2022 年に新たに判決が下され (ジェノサイド条約適用事件・ガンビア対ミャンマー)、現時点では客観訴訟が広く認められるに至っている。この点を前提として、国連海洋法条約 (UNCLOS) の紛争解決手続においても、同様に「客観訴訟」が可能か否かが問題となる。本研究の主たる関心はこの点にあった。

(2) 具体的な問題としては、沖ノ鳥島の権原 (entitlement) について、中国と韓国が日本を相手に「紛争」があると主張し、UNCLOS 紛争解決手続に紛争付託し得るか否かが問題となっていた。一見すると何らの利益も有さない国が、日本を相手に海洋地形の権原の有無を争うのは難しいように見えるが、上記の客観訴訟の可否によって結論が決まることが分かる。また、日本の商業捕鯨についても同様の問題が生じ得る。2014 年の捕鯨事件 (豪対日本) において敗訴して以降、日本政府は国際捕鯨取締条約から脱退し、商業捕鯨を再開している。ただし、UNCLOS 上は海洋環境保護義務の違反として、客観訴訟を提起される可能性がなくなったわけではない。この点についても検討をすることが当初の目的であった。

(3) UNCLOS の判例動向では、未だ確定的な判断は下されていないものの、全般的な判断傾向としては、「客観訴訟」を肯定する方向性が見出されるように思われる。特に、深海底や公海のように、UNCLOS には一般的利益・共通利益を背景とした法制度が多々存在しており、この点でも客観訴訟が認められる素地があると解されている。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、UNCLOS 紛争解決手続の中でも付属書 VII 仲裁が伝統的な *ad hoc* 仲裁の基本的性質を維持している点を確認した上で、同手続において「客観訴訟」が可能か否か (また、可能である場合は如何なる条件において可能であるのか) を明らかにすることである。伝統的な「仲裁」手続においては、二国間の紛争について、両国間の相互的な権利義務関係から生じる法的問題が処理されてきた。これに対して、上記のような客観訴訟においては、(同様に訴訟の形態としては二辺的ではあるものの) その前提となる権利義務関係が多辺的な構造を有しており、伝統的な「仲裁」の概念から大きく外れると考えられる。この観点から、付属書 VII 仲裁において客観訴訟が可能か否かを明らかにすることが研究の目的である。

(2) 上記のように「客観訴訟」が認められる場合、その訴訟要件を明らかにすることが重要である。第 1 に、伝統的な国際裁判手続と同様の「紛争」存在要件 (管轄権要件) が課されるのか否かが問われる。というのも、従来の概念では、相互的な権利義務関係から二辺的な紛争が発生することは理解しやすいものの、客観訴訟においては、多辺的な権利義務関係から如何にして二辺的な紛争が発生するのか、必ずしも明らかではない。例えば、ガンビアとミャンマーのように、一見すると何らのかかわりもない二国間でどのようにして「法的紛争」が発生するのか、解明する必要がある。この点で重要となるが、推論 (*inference*) という紛争認定の手法であり、この点を明らかにする必要がある。第 2 に、紛争要件に加えて重要となるのが原告適格要件 (受理可能性要件) である。こちらは伝統的に ICJ 判例においても扱われてきた論点であり、判例分析を行う必要がある (一部については既に以前に行っている)。さらに、上記 2 点についての ICJ 判例の分析を踏まえた上で、そこで得られた結論を UNCLOS 紛争解決手続にそのまま移行させることができるか否かも検討を要する。

(3) 特に、UNCLOS 紛争解決手続においては、事実上の強制的管轄権が付属書 VII 仲裁裁判所に認められている点が重要な論点となる。ICJ の場合は、仮に客観訴訟が一般的に認められるようになったとしても、未だ受理可能性要件の枠内の議論であり、客観訴訟に抵抗する諸国家は、管轄権同意を撤回することによって抵抗が可能である (例えば、選択条項受諾宣言を撤回するなど)。これに対して、UNCLOS 紛争解決手続においては、事実上の強制的管轄権制度が設けられている。すなわち、ICJ や ITLOS の管轄権設定が困難である場合であっても、最終的には付属書 VII 仲裁裁判所の管轄権が設定されるシステムとなっている (例えば、南シナ海事件において、フィリピン対中国の訴訟が可能となった)。このため、管轄権設定という観点から見た場合、UNCLOS 紛争解決手続は、ICJ よりも強制性が強いことが分かる。この場合、仮に UNCLOS 紛争解決手続において客観訴訟が認められる場合、UNCLOS 締約国には管轄権を否定するための方策が存在しないため、最終的には UNCLOS から脱退するしか方策がなくなる。このように、UNCLOS 紛争解決手続において客観訴訟が認められるか否かについて議論する場合には、事実上の強制的管轄権という制度的特徴をあわせて考慮する必要がある。

3. 研究の方法

(1) 上記の研究目的に照らして、UNCLOS 紛争解決手続の形成過程 (UNCLOS 起草過程)、コメント、判例および学説を横断的に分析する。研究代表者の研究手法は、主に実証分析であ

り、特に判例動向を明らかにすることを主眼とする。加えて、関連する学説における議論動向を詳しく検討する。

(2) 特に、近年の判例として、ITLOS 海底紛争部の勧告的意見(2011年) 沖ノ鳥島を巡る日本と中国・韓国の間の見解対立についての大陸棚限界委員会の判断、南シナ海事件仲裁判断(管轄権判断2015年)を主たる分析対象とする。なお、近年の判例展開以前の学説も分析する。多くの学説では、早い時期から、UNCLOS 紛争解決手続における「客観訴訟」(以前は「民衆訴訟」と呼ばれてきた)を容認する見解が示されてきたためである。特に、深海底制度との関係で、多くの学説が「民衆訴訟」の必要性に触れている点に注目する。海洋法分野においては、ICJ の南西アフリカ事件判決(1966年)以降、逆に UNCLOS 上で民衆訴訟を認める立場が徐々に広がっていたことが学説の分析から明らかとなっている。

4. 研究成果

(1) UNCLOS 紛争解決手続における管轄権設定の条件、特に「紛争」要件について以下の結論を得た。ICJ の最新判例で明らかになったように、客観訴訟に際しては「紛争」の存否が問題となる。もともと自国の権利侵害を主張するわけではない原告国と(突然訴えられる)被告国との間に、紛争の「認識」を巡る相違が生まれるためである。この点について、まずは ICJ の判例を分析した。第1に、ICJ 判例では、被告国に紛争「認識」を求める例が見られることが明らかになった(2016年核軍縮交渉義務事件、マーシャル諸島対英国)。すなわち、原告が何らかの請求を被告国に対して行っており、被告国がこの請求を「認識」していた場合、仮に被告国が一定期間無反応であったとしても、被告国が反対していたことが推論(infer)される。その結果、最初の原告国の請求と被告国の反対が存在することから、ここに「紛争」の存在が結論付けられている。逆に言えば、原告国の当初の請求が不明瞭である場合には、被告国に「認識」が生じないため、被告国が反対していたことが推論されないことになる。このように、紛争発生においては被告の認識が要件とされることになるが、これは特に紛争の推論という文脈において求められることになる。ただし、上記の点を全体として見ると、原告国が詳細で具体的な請求を被告国に送付していた場合、被告国はこれを「認識していなかったことはあり得ない」という状況が発生し、自動的に紛争存在が推論される。すなわち、原告国の一方的行為によって、紛争を発生させることが可能となっている(一方的紛争発生メカニズム)。このメカニズムは、客観訴訟の文脈において極めて重要な意義を有する。上記のように、客観訴訟ではそもそも紛争発生メカニズムが明らかではなく、なぜ二国間で紛争が生じるのかが問われてきた。ここで一方的紛争発生メカニズムが認められることにより、ようやく客観訴訟における紛争発生メカニズムが明らかとなった。具体的に、ジェノサイド条約適用事件(ガンビア対ミャンマー事件)の先決的抗弁判決(2022年)において、この点が明らかにされた。すなわち、ガンビアはミャンマー国内のジェノサイドと主張される案件(ロヒンギャ問題)について、直接的な利害関係を有さないものの、国連総会における両国の声明の応酬とガンビアからミャンマーに送付された口上書から、紛争が発生したことが ICJ によって認定されている。ここで用いられた手法は、上記の紛争推論であり、ガンビアが一方的に紛争を発生させていることが分かる。

(2) 次に、この「紛争」発生メカニズムが UNCLOS 紛争解決手続にも適用されるか否かが問われる。この点、ITLOS 判例を検討したところ、「紛争」発生要件が非常に緩やかに認められていることが分かった。上記の ICJ 判例は、(もう少し詳細な分析を要する点ではあるが) ITLOS 判例における紛争推論の先例を踏襲したものと考えられる。なお、この点の分析はかなり困難であり、ICJ は他の裁判所の先例に依拠する場合であっても、先例引用を行わない。ただし、ITLOS 判例において紛争推論の文脈で用いられている用語(indicate, indication)を ICJ が同様に用いており、かなりの程度の影響があったものと解される。また、注意すべき点は、ITLOS 判例においては、被告の反対が推論される基準が極めて緩く設定されていることである。特に、ICJ における認識要件が設定されていることと比較すると、ITLOS 判例がそのまま ICJ 判例で用いられたと解するのはやや早計であるように思われる。なお、投資仲裁判例においても同様に紛争の推論という手法が用いられている例が見られる。すなわち、上記のように、ITLOS 判例、ICJ 判例、投資仲裁判例の間で相互影響があり、その結果、近年の紛争推論の判断の一般化が生じているものと考えられる。

(3) 大陸棚延長申請の事案(特に沖ノ鳥島周辺海域)についての大陸棚限界委員会(CLCS)の判断を分析し、以下の結論を得た。日本の申請に対して、中国・韓国が異議を申し立てたことにより、日本との間で「紛争」が発生したと解される。すなわち、大陸棚延長の限界を確定する(=深海底の幅を決める)ことに対して、UNCLOS のいずれの締約国も共通利益を有することになり、客観訴訟を根拠づけることになる。沖ノ鳥島については従来から島か岩かの論争がある。日本政府はこれを島とし、周辺に200海里の大陸棚とEEZを設定している。これに対して、中国・韓国はこれを岩とし、周辺には12海里の領海しか存在し得ないと主張していた。問題となったのは、日本の大陸棚延長申請に際して、この争点が浮き彫りになったことである。日本政府は、中国・韓国は沖ノ鳥島から離れており、大陸棚・EEZの境界画定の可能性がない以上、両国と日本との間に「紛争」が生じ得ないと主張した。これに対して中国は、沖ノ鳥島の権原の問題は、深海底と公海の広さを決定することを意味しており、両者が国際社会の共通利益である以上、いずれの国も日本に対して問題を提起することができると主張した。この主張は、争われた場が裁判ではなかったことから、「客観訴訟」とは解されていないものの、実質的に客観訴訟と同様の構造を

有している。加えて、上記のように、大陸棚限界委員会は関係国間に「紛争」があると判断しており、日本の申請についての審理を停止する判断を示している。この判断が附属書 VII 仲裁等にそのまま影響を与えるか否か、定かではないものの、UNCLOS 紛争解決手続において客観訴訟が認められるための理論的な基礎を提供する可能性は否定できないであろう。

(4) 南シナ海事件の管轄権判断(2015年)の分析を行い、同様に客観訴訟に親和的な判断が示されていることを指摘した。本件では、南シナ海における権原紛争(entitlement dispute)が生じており、これが領土主権紛争(sovereignty dispute)や境界画定紛争(delimitation dispute)から切り離されて、単独で存在し得るか否かが争われた。この過程で、フィリピンは、上記の沖ノ鳥島における中国の立場を援用し、境界画定の可能性がなくても、権原紛争が発生する例として沖ノ鳥島を提示した。すなわち、中国と日本の間で既に権原紛争が生じているという主張である。この点についての仲裁廷の判断は、156項で示されており、極めて重要である。すなわち、仲裁廷は、(沖ノ鳥島と名指しはしなかったものの)領土主権紛争と境界画定紛争から独立した形で権原紛争が発生することを認めており、フィリピンの主張を全面的に認めた。この判断を敷衍すると、(判断の前提となったと目される)沖ノ鳥島について、仲裁廷が権原紛争が発生していることを認めたと解する余地がある。その結果、上記の中国の立場が認められると解すると、沖ノ鳥島の権原紛争について、客観訴訟が成立することになる。すなわち、中国がUNCLOS 附属書 VII 仲裁において「沖ノ鳥島は岩であり、12海里領海しか有さない」と主張した場合、この訴訟が(客観訴訟として)成立することを防ぐことは困難となる。

(5) 2011年のITLOS海底紛争部の勧告的意見を分析した結果、次の結論を得た。すなわち、裁判部は、明らかに客観訴訟を念頭においた判断を示しているが、その根拠は国家責任条文48条1項だけであり、2項が引用されていない。しかも、48条2項では排除されている金銭賠償(compensation)請求までが認められている。従って、ITLOS海底紛争部は、既に「客観訴訟」に肯定的な立場を示しており、この判断が2012年のICJ判断(ベルギー対セネガル事件)に影響を与えたと解される。なお、上記の判断は勧告的意見の中でも傍論に属する部分であり、どこまでの影響があったかは未知数ではある。ただし、国際判例において初めて国家責任条文48条が援用されたことにつき、意義があったと解される。なお、研究代表者のその後の研究において(2023年に入ってからの研究)客観訴訟と国家責任条文48条の関係については、やや新しい知見を得ている。従来は国家責任条文48条が根拠となってICJの客観訴訟が促進されてきたと解されてきたところ、実際の判例動向は逆の関係を示していると解される。すなわち、ICJの客観訴訟、特に原告適格の判断については、訴訟要件としてICJが独自に判断する問題であり、国家責任法を直接的に適用したものではない。換言すれば、ICJが自らの判断(特に司法機能との関係でどこまでそれを拡張すべきか)で原告適格の射程を定めているのであり、国家責任条文48条を根拠とした判断ではない、という点である。なお、この点は、本研究の延長線上にはあるが、この研究の成果というには未完成であり、今後の研究課題とする予定である。

(6) ICJにおける客観訴訟において新たな展開が見られたため、その分析も行った。特に、ジェノサイド条約適用事件(ガンビア対ミャンマー)の先決的抗弁判決(2022年)において、上記で議論してきた紛争発生要件と原告適格要件の2つについて、いずれも肯定的な判断が示された。これにより、ICJ判例においては純粋な形の客観訴訟の利用が可能となったと解される。本研究はUNCLOS紛争解決手続を研究対象とするものであるが、このようなICJ判例動向はこの点において極めて重要なインパクトを有しており、今後、UNCLOS紛争解決手続においても同様の判断傾向が出てくるものと思われる。なお、上記のように、紛争要件と原告適格要件のいずれについても、UNCLOS紛争解決手続の判例がICJ判例よりも先に形成されており、これがICJ判例に影響を与えたと考えられる。この点は、今後の分析で明らかにしたいと考えている。

(7) 客観訴訟が認められることにより、裁判手続が国際コントロール化しているという理論的分析を行った(この点は、当初の研究目的にはなかったため、本格的な研究は今後の予定である)。従来、紛争解決手続と国際コントロール手続は別個の2つの類型の手続であると解されてきた。前者には、紛争存在要件と原告適格要件の2つが課されることがその理由である。他方で、上記のように、完全な形の客観訴訟では、この2つの要件がいずれも不問とされる(完全に要件としてなくなるわけではないが、ほとんど要件として機能しない程度に緩和される)。その結果、紛争解決手続を特徴づける2つの要件が機能しない限りで、客観訴訟は国際コントロールと同一化することになる。国際法の理論的分析において、この点は極めて重要な問題提起であり、本研究の成果を踏まえて、今後詳細な研究を進めたいと考えている。なお、国際コントロール(欧州人権裁判所の国家間申立手続)が紛争解決手続として機能し得ることも明らかになっており、そもそも紛争解決手続と国際コントロール手続を区別し得るのか、またその区別の基準は意味があるのか、といった問いも提起されつつあり、同じように分析する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 Dai Tamada	4. 巻 12(3)
2. 論文標題 Inter-State Communication under ICERD: From ad hoc Conciliation to Collective Enforcement?	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Journal of International Dispute Settlement	6. 最初と最後の頁 405-426
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1093/jnlids/idab018	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 Dai Tamada	4. 巻 31(1)
2. 論文標題 The Timor Sea Conciliation: The Unique Mechanism of Dispute Settlement	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 European Journal of International Law	6. 最初と最後の頁 321-344
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1093/ejil/chaa025	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 玉田大	4. 巻 91巻8号
2. 論文標題 チャゴス諸島分離の法的帰結 ICJ勧告的意見（2019・2・25）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 玉田大	4. 巻 842
2. 論文標題 東アジアの紛争解決に有用な国際裁判制度	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 経済倶楽部講演録	6. 最初と最後の頁 72-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 玉田大
2. 発表標題 領域紛争における仮保全措置の判断傾向
3. 学会等名 領土紛争解決方式検討会（国際問題研究所）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 玉田大
2. 発表標題 Whaling Case Again?: Locus Standi under UNCLOS
3. 学会等名 Kobe Workshop on International Law 2019: 'Japan's Withdrawal from ICRW/IWC and Commercial Whaling'
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 Dai Tamada and Keyuan Zou (eds.)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 254
3. 書名 Implementation of the United Nations Convention on the Law of the Sea: State Practice of China and Japan	

1. 著者名 玉田大著、浅田正彦・桐山孝信・徳川信治・西村智朗・樋口一彦編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 536
3. 書名 現代国際法の潮流 I 総論、法源・条約、機構・経済、海洋、南極・宇宙	

1. 著者名 芹田健太郎・坂元茂樹・薬師寺公夫・浅田正彦・酒井啓亘編・玉田	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 1060
3. 書名 実証の国際法学の継承 安藤仁介先生追悼	

〔産業財産権〕

〔その他〕

玉田大国際法ウェブサイト https://tamada6.wixsite.com/tamadailaw

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------